

みんなで知ろう、ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。

「子ども」が「子どもらしく」いられるために何ができるだろう？



病気や障がいのある家族に代わり、家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族の対応をしている



目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が話せない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



心が不安定な家族の話をしている



病気や障がいのある家族の身の回りの世話をしている



がん・難病など慢性的な病気の家族の看病をしている



家計のために働いて、病気や障がいのある家族を助けている

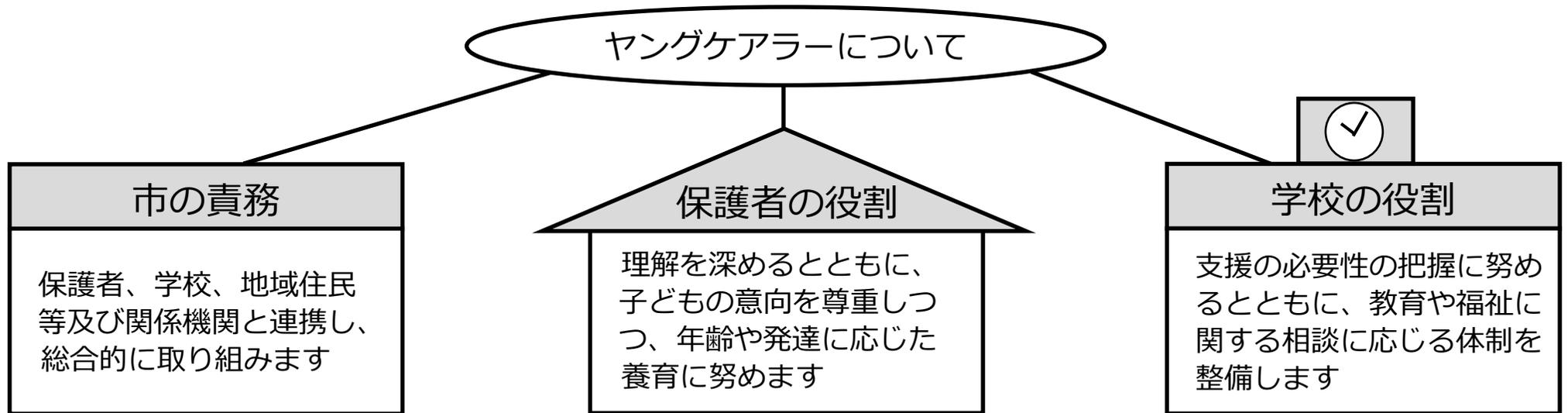


病気や障がいのある家族の入浴やトイレの介助をしている

「だれか」じゃなくて、「みんなで」支える

～入間市ヤングケアラー支援条例が令和4年7月1日に制定されました～

「入間市ヤングケアラー支援条例」は、ヤングケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務及び保護者、学校、地域住民等、関係機関の役割を明らかにすることにより、社会全体で子どもの成長を支えることを目的に制定されました。



相談先

- ヤングケアラー相談窓口（入間市こども支援課 児童相談担当内）
04-2964-1111 内線 2355～2358
月～金、8：30～17：15（土日祝、年末年始は休み）

あなたの声を
聞かせて
ください

- 教育センター 04-2964-8355
- 学校教育課 04-2964-1111 内線 4145
- 総合相談支援室 04-2964-1111
- 学校や身近な人、民生児童委員など

